



# 平生町お知らせ版

令和6年（2024年）6月28日

## 平生町立学校の将来の在り方を検討する

### 第1回スクールトーク（地域説明会）を開催します

教育委員会

このたび、これまでの検討委員会の審議の内容や出された意見を地域のみなさんとも共有し、次代を担う子どもたちにとって真に望ましい教育環境の視点で、将来の学校の在り方についてのご意見をいただくため、第1回スクールトーク（地域説明会）を開催します。

町内にお住まいの方でしたらどなたでも参加できますので、ぜひ、ご参加ください。（事前の申込みは必要ありません。）

日時：7月13日（土）午前10時～

会場：平生まち・むら地域交流センター トレーニングルーム

町教育委員会では、本年度「平生町立学校の将来の在り方検討委員会」を設置し、次の事項を諮問し、検討・審議を進めています。

#### ◆諮問事項

急激な少子化と学校施設の老朽化が進行する中での平生町立学校の将来の在り方について  
審議の観点等

- ・適正規模・適正配置
- ・連携・協働を基盤とした学校づくり
- ・学びの連続性、小中連携教育・一貫教育
- ・学校施設の更新時期
- ・学校施設の更新にあたっての整備の視点など

以上の観点から、次代を担う子どもたちにとって真に望ましい学校の姿についての検討・審議を行うことを通して、「平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想（答申）」をいただくこととしています。

スクールトークでいただいたご意見は、「平生町立学校の将来の在り方検討委員会」に報告し、その意見を踏まえた上で、検討・審議を深めていきます。

#### ◆問い合わせ先

町教育委員会（TEL:56-6083）

回  
覧

## 「夏の交通安全県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

### ◆運動の目的

夏季は、暑さによる注意力の減退、夏休みになり子どもたちの行動範囲が広がることに加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等から、交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図るものです。

◆運動期間 7月11日(木)～20日(土)

### ◆重点事項

- ①子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ④高齢者の交通事故防止

### ◆町の推進項目 『歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行』

ドライバーは、横断歩道の利用者がいないことが明らかである場合を除いて、その手前で停止できるよう速度を落として通行しなければいけません。また、横断歩道を渡ろうとする人がいた場合は、その手前で必ず停止し、道を譲らなければいけません。

歩行者は、横断の意思を示す「手上げ横断」を実践し、ドライバー側の見落としによる交通事故を未然に防ぎましょう。

### ◆問い合わせ先

町役場総務課 地域安全班 (TEL: 56-7111)

---

## 犬に関する手続き方法が一部変わりました

### ～マイクロチップが装着されている犬の手続き～

環境政策室

町は本年度から、狂犬病予防法の特例制度に参加しています。

このことによりマイクロチップが装着されている犬は、登録・死亡・変更等の手続きが環境省マイクロチップ登録サイトでできるようになりました。

※なお、狂犬病予防注射の手続きやマイクロチップが装着されていない犬の手続きについては、これまでどおり町役場環境政策室の窓口での手続きが必要です。

詳しくは、次の問合せ先までご連絡ください。

### ◆問い合わせ先

町役場環境政策室 (TEL: 56-7126)

## 農地の情報を募集します

産業課 農林水産班

町では、農地の維持および新規就農者や規模拡大農家（以下「新規就農者等」といいます）が営農を開始・拡大するにあたり、営農に好条件な農地の情報を収集し、台帳整備を行い、新規就農者等へ耕作できる農地を紹介するため、農地の情報を募集します。

### ◆募集する農地の条件について

次のすべてに該当する農地の情報を募集します。

- 新規就農者等に賃借、譲渡可能な農地であること。
- 町内の農地であること。
- 現在、耕作中の農地もしくは保全管理がされている遊休農地で、速やかに耕作が再開できる農地であること。
- 2 tトラック程度の横づけが可能な接道があること。
- 一団の農地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>程度以上のもの。

### ◆台帳の登録について

応募された農地については、所有者および相続人等（以下「所有者等」といいます）から聞き取りを行ったうえ、関係機関の協議により、台帳登録農地を選定します。

選定された農地において、所有者等より次の条件の同意が得られた場合、台帳登録を行います。

### ◆台帳登録上の農地の条件について

- 登録される農地の所有者等は、台帳の登録期間は農地の保全管理（草刈等、複数回/年）を継続していただきます。
- 台帳登録期間中、第三者への賃貸借・売買等の権利異動を行う際は、町の同意を必要とします。
- 新規就農者等から農地の情報を求められたときは、農地の情報を公開します。

### ◆台帳登録のメリットについて

保全管理した農地については、年1回分の草刈費用相当額を最長3年間助成します。  
(費用については町で標準単価を算出します)

### ◆台帳の登録期間について

台帳の登録期間は、3年とします。(延長可)

### ◆問い合わせ先

町役場産業課 農林水産班 (TEL:56-7117)

次回発行日は7月12日(金)です